社会保障制度改革推進法第４条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子について（抄）

平成２５年８月２１日　閣議決定

社会保障制度改革推進法（平成24年法律第64号）第４条の規定に基づく「法制上の措置」に関し、

① 同法第２条の基本的な考え方にのっとり、かつ、同法第２章に定める基本方針に基づき、

② 自らの生活を自ら又は家族相互の助け合いによって支える自助・自立を基本とし、これを相互扶助と連帯の精神に基づき助け合う共助によって補完し、その上で自助や共助では対応できない困窮等の状況にある者に対しては公助によって生活を保障するという考え方を基本に、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため講ずべき改革（以下「社会保障制度改革」という。）の推進に関する骨子について、社会保障制度改革国民会議の審議の結果等を踏まえ、次のとおり定める。

政府は、本骨子に基づき、社会保障制度改革推進法第４条の規定に基づく「法制上の措置」として、社会保障制度改革の全体像及び進め方を明らかにする法律案を速やかに策定し、次期国会に提出する。

一　講ずべき社会保障制度改革の措置等

（略）

２．医療制度

高齢化の進展、高度な医療の普及等による医療費の増大が見込まれる中で、国民皆保険制度を維持することを旨として以下のとおり、必要な改革を行う。

（１）・（２）　（略）

（３）医療従事者、医療施設等の確保及び有効活用等を図り、効率的で質の高い医療提供体制を構築するとともに、今後の高齢化の進展に対応し、地域包括ケアシステム（医療、介護、住まい、予防、生活支援サービスが身近な地域で包括的に確保される体制）を構築することを通じ、地域で必要な医療を確保するため、次に掲げる事項その他診療報酬に係る適切な対応の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

① 病床の機能分化・連携及び在宅医療・在宅介護を推進するために必要な次に掲げる事項

イ 病床機能に関する情報を都道府県に報告する制度の創設

ロ 地域医療ビジョンの策定及びこれを実現するために必要な措置（必要な病床の適切な区分の設定、都道府県の役割の強化等）

ハ 新たな財政支援の制度の創設

ニ 医療法人間の合併、権利の移転に関する制度等の見直し

② 地域における医師、看護職員等の確保及び勤務環境の改善等に係る施策

③ 医療職種の業務範囲及び業務の実施体制の見直し

（４）（略）

（５）次期医療計画の策定時期が平成30年度であることを踏まえ、（３）に掲げる必要な措置を平成29年度までを目途に順次講ずる。その一環としてこのために必要な法律案を平成26年通常国会に提出することを目指す。

三　その他

１．財源の確保

一に掲げる措置については、関連する法律の施行により増加する消費税及び地方消費税の収入並びに社会保障給付の重点化・効率化により必要な財源を確保しつつ行う。

医療機関に対する行政の関与の比較

	公的医療機関	公的医療機関以外の一般医療機関
①　病床過剰地域における開設・増床について	許可しないことができる （公的医療機関以外に、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合等が開設する病院も対象）	要件を満たしていれば許可することになる。 ただし、都道府県が医療計画の推進のため、勧告を行うことができる。 勧告に従わない場合は、保険医療機関の指定を行わないことができる。
②　稼働していない病床の扱い	削減を命令することができる	規定なし
③　医療従事者の確保等の都道府県の施策への協力	協力義務が規定されている	規定なし （ただし、広く医療従事者に対して、協力の努力義務が課せられている）
④　医療機関の設置について	設置を命令することができる	規定なし
⑤　建物・設備の共用、医師の実地修練等のための整備、救急医療等確保事業に係る必要な措置の実施について	命令・指示をすることができる	規定なし

※　医療法上、全ての医療機関（公的医療機関含む）について、医療計画の達成の推進に資するため、医療連携体制の構築のために必要な協力をするよう努めるものとするとの努力義務が規定されている。

（表題のみ修正）

医師確保対策に関する都道府県の役割強化の対応の方向について

○　現在、補助事業として実施している地域医療支援センターについて、キャリア形成支援と併せた医師の地域偏在・診療科偏在の解消の取組をさらに進めるため、地域医療対策協議会で定めた施策のうちのこれらの取組を実施する地域医療支援センターの機能を医療法に位置づけることとしてはどうか。

○　地域医療支援センター機能は、そのための組織を必要とするものではなく、また、都道府県が自ら行うことに限らず、病院や大学、公益法人等に委託することも可能とすべきではないか。

○　また、都道府県知事が、医師不足病院等への医師派遣要請等を行うことができることを医療法上、明確化することとしてはどうか。地域医療支援センターの機能を担う者が医師派遣要請等に関与できることとしてはどうか。

○　地域医療対策協議会で定めた施策のうち医師確保の取組の実効性をもたせるため、医療従事者の確保に関する施策その他都道府県において必要とされる医療の確保に関する施策（※）への協力義務又は協力の努力義務の対象とする医療関係者の範囲を広げてはどうか。

　具体的には、地域医療対策協議会の参加者となっている特定機能病院、地域医療支援病院、大学その他の医療従事者の養成に関係する機関等に対しても、知事からの医師派遣要請を含めた上記の都道府県の施策に協力するよう努めることとすることは考えられないか。

※「医療従事者の確保に関する施策その他都道府県において必要とされる医療の確保に関する施策」
　個々の医師不足の医療機関についての対応の他に、産科・小児科等における医療機関の再編・統合、機能の集約化、生涯を通じた教育研修体制の整備等もこれに含まれる。

地域医療支援センター運営経費

平成26年度概算要求額13．5億円（42箇所）　（平成25年度予算 9．6億円（30箇所））

医師の地域偏在（都市部への医師の集中）の背景
- 高度・専門医療への志向、都市部の病院に戻れなくなるのではないかという将来への不安 等

地域医療支援センターの目的と体制

- 都道府県が責任を持って医師の地域偏在の解消に取組むコントロールタワーの確立。
- 地域枠医師や地域医療支援センター自らが確保した医師などを活用しながら、キャリア形成支援と一体的に、地域の医師不足病院の医師確保を支援。
- 専任の実働部隊として、喫緊の課題である医師の地域偏在解消に取組む。

・人員体制 ： 専任医師２名、専従事務職員３名　　・ 設置場所 ：都道府県庁、○○大学病院、都道府県立病院 等

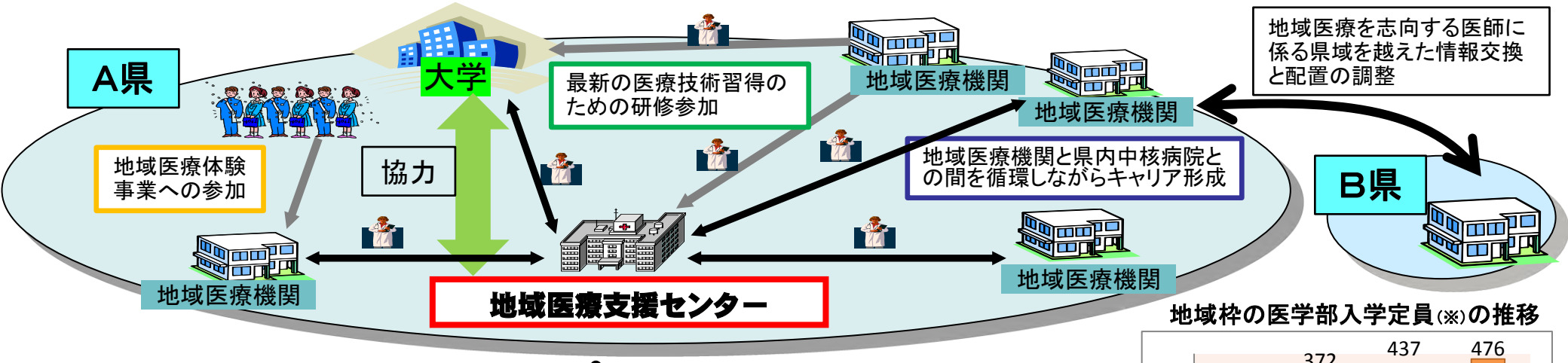

地域医療支援センターの役割

○ 都道府県内の医師不足の状況を個々の病院レベルで分析し、優先的に支援すべき医療機関を判断。医師のキャリア形成上の不安を解消しながら、大学などの関係者と地域医療対策協議会などにおいて調整の上、地域の医師不足病院の医師確保を支援。

○ 医師を受入れる医療機関に対し、医師が意欲を持って着任可能な環境作りを指導・支援。また、公的補助金決定にも参画。

地域枠の医学部入学定員(※)の推移

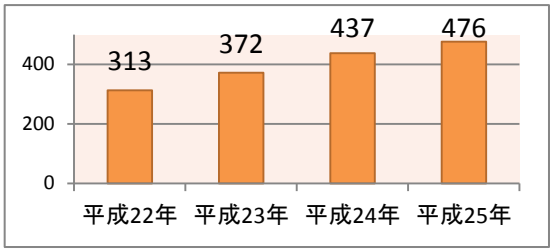

(※) 医学部の定員増として認められた分であり、このほか、既存の定員等を活用し都道府県と大学が独自に設定した地域枠もある。

- 平成25年度現在、全国30道府県の地域医療支援センターの運営に対する支援を実施している。
- 平成23年度以降、30道府県で合計1，069名の医師を各道府県内の医療機関へあっせん・派遣をするなどの実績を上げている。（平成25年7月末時点）

◎医療法

第３０条の１２　都道府県は、次に掲げる者の管理者その他の関係者との協議の場を設け、これらの者の協力を得て、救急医療等確保事業に係る医療従事者の確保その他当該都道府県において必要とされる医療の確保に関する事項に関し必要な施策を定め、これを公表しなければならない。

一　特定機能病院
二　地域医療支援病院
三　第３１条に規定する公的医療機関
四　医師法第１６条の２第１項に規定する厚生労働大臣の指定する病院
五　診療に関する学識経験者の団体
六　大学その他の医療従事者の養成に関係する機関
七　当該都道府県知事の認定を受けた第４２条の２第１項に規定する社会医療法人
八　その他厚生労働省令で定める者（※）

２　（略）

※　医療法施行規則第３０条の３３の２第１項
①独立行政法人国立病院機構、②地域の医療関係団体、③関係市町村、④地域住民を代表する団体

第３０条の１３　医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者は、前条第１項の規定により都道府県が定めた施策の実施に協力するよう努めなければならない。

第３１条　公的医療機関(都道府県、市町村その他厚生労働大臣の定める者の開設する病院又は診療所をいう。以下この節について同じ。）は、第３０条の１２第１項の規定により都道府県が定めた施策の実施に協力しなければならない。

※　医療法第３１条に規定する公的医療機関の開設者（昭和26年8月22日厚生省告示第167号）
医療法（昭和23年法律第205号）第３１条に規定する公的医療機関の開設者を次のように定める。
一、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８４条第１項に規定する地方公共団体の組合
二、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第８３条に規定する国民健康保険団体連合会及び国民健康保険法施行法（昭和３３年法律第１９３号）第２条の規定により国民健康保険法の施行後も引き続き国民健康保険を行う普通国民健康保険組合
三、日本赤十字社
四、社会福祉法人恩賜財団済生会
五、全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生（医療）農業協同組合連合会
六、社会福祉法人北海道社会事業協会